

令和7年度総合評価方式による入札制度の改正点について

令和7年4月1日以降に徳島市が発注する総合評価方式による入札について、企業評価における企業の施工能力について、評価方法を下記のとおり改正します。

なお、市外企業のみを対象とする総合評価方式による入札については、評価方法の改正はありません。

改正後(R7.4.1～)

企業の施工能力	過去一定期間における同種建設工事の工事成績評定点（3件以内） ※市外業者だけを対象とする入札の場合は適用しない。	<p>評価点 = $\Sigma [(Y_n - 65) \times \beta_n] \times 15 / 67.5$</p> <p>評価点は、小数点第1位まで求めるものとし、小数点第2位を切り捨てる。</p> <p>Y_n: 工事成績評定点（3件まで申告） β_n: 最終契約金額の補正係数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5000万円以上の場合: $\beta = 1.5$ ・ 2500万円以上5000万円未満の場合: $\beta = 1.3$ ・ 1000万円以上2500万円未満の場合: $\beta = 1.15$ ・ 1000万円未満の場合: $\beta = 1.0$ <p>（ただし建築一式工事は5000万円を1億円、2500万円を5000万円とする。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価点の上限を15点とする。 	0 ~ 15
---------	---	--	--------

※ 評価対象とする工事は、徳島市、徳島県、国の行政機関が発注した工事又は工事成績評定相互利用対象工事のうち、過去10年に検査・合格した工事。なお、国の行政機関及び工事成績評定相互利用対象工事については、徳島県内で施工したものを評価対象とする

改正前(～R7.3.31)

企業の施工能力	徳島市発注の同種建設工事の工事成績評定点の平均点 ※市外業者だけを対象とする入札の場合は適用しない。	<p>評価点 = $(\text{工事成績評定点の平均点} - 60) / 20 \times 15$</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価点は、小数点第1位まで求めるものとし、小数点第2位を切り捨てる。 ・ 工事成績評定点の平均点は、小数点第2位以下を切り捨てた値を使用する。 ・ 平均点に使用する工事成績評定点は、最終の契約金額が1000万円以上の工事とする。 ・ 工事成績評定点の平均点が65点未満の場合は評価点を0点とし、80点以上の場合には評価点を15点とする。 ・ 対象期間内に工事成績を有しない者において過去10年間に施工実績を有する者については評価点を5点とする。 	0 ~ 15
---------	---	---	--------

計算例

(1) 土木一式工事の入札の場合

工事成績評定点	請負金額
80点	5,000万円
73点	2,500万円
75点	1,000万円

(計算式)

$$\begin{aligned} \text{評価点} &= \sum [(Y_n - 65) \times \beta_n] \times 15 / 67.5 \\ &= \{(80 - 65) \times 1.5 + (73 - 65) \times 1.3 + (75 - 65) \times 1.15\} \\ &\quad \times 15 / 67.5 \\ &= (22.5 + 10.4 + 11.5) \times 15 / 67.5 \\ &= 9.8666 \dots \\ &= \underline{9.8} \text{ (小数点第2位を切り捨て)} \end{aligned}$$

(2) 建築一式工事の入札の場合

工事成績評定点	請負金額
72点	6,000万円
74点	3,500万円
該当なし	該当なし

(計算式)

$$\begin{aligned} \text{評価点} &= \sum [(Y_n - 65) \times \beta_n] \times 15 / 67.5 \\ &= \{(72 - 65) \times 1.3 + (74 - 65) \times 1.15\} \times 15 / 67.5 \\ &= (9.1 + 10.35) \times 15 / 67.5 \\ &= 4.3222 \dots \\ &= \underline{4.3} \text{ (小数点第2位を切り捨て)} \end{aligned}$$